

復興特区税制（法第 37 条～第 40 条）～指定に関する要件～

【第 37 条～第 40 条すべてに共通する要件】

- ・復興産業集積区域の区域内に事業所を有すること
- ・認定復興推進計画に記載された集積業種であること
- ・復興推進事業に行う適切かつ確実な計画を有すること
- ・復興推進事業を安定して行うために必要な経済基盤を有すること

どれか選択適用

法第 37 条 特別償却 / 税額控除

- ・施設又は設備を新設し、又は増設するもの
- ・機械及び装置、建物及びその附属設備並び構築物を新たに取得するもの。

法第 38 条 法人税特別控除

- ・東日本大震災の被災者である労働者を雇用していること
平成 23 年 3 月 11 日時点で町内の事業所で勤務していた者又は町内に居住していた者

法第 40 条 新規立地促進税制

- ・平成 24 年 3 月 2 日以降に設立された法人であること
- ・機械及び装置、建物及びその付属施設並びに構築物の取得価格の合計が 3 億円以上になると見込まれること（中小企業者等については、3 千万以上）
- ・被災者を 5 人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が 1 千万以上であること
- ・認定復興推進計画に定められた事業のみを実施する法人であること
- ・復興産業集積区域内に本店を有すること
- ・指定後 5 年間、復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと

法第 39 条 研究開発税制

- ・復興推進事業に関連する開発研究の用に供する減価償却資産を新たに取得するもの

< 提出書類 >

指定前

指定申請書 指定事業者事業実施計画 指定要件に関する宣言書

住民票の抄本又はこれに準ずるもの（個人事業者）

定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの（法人） その他

指定後（事業年度終了後 1 か月以内）

実施状況報告書

留意事項

申請いただいてから 1 か月以内に指定に関する通知を行うこととなりますが、認定復興推進計画の内容に適合しないと認められる場合には、指定しないことがあります。

指定された事業者は、指定内容について公表されます。また、指定が取り消しとなった場合も同様です。

指定後、毎事業年度終了後に実施状況報告書を提出していただくこととなりますが、復興推進事業を適切に実施していると認められない場合には、指定事業者に対して認定書を交付しない場合があります。

認定書の交付をもって特例措置が受けられるものではありません。認定とは別に、税務署による審査があります。

認定事業者に対し、必要があると認めるときは、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることがあります。